大学等，全ての関係者間で社会の期待とそれに応える責務を認識・共有した上で，学生の主体的な学びの確立のため，教育を質的に転換することが必要である。そのためには，初等教育，中等教育及び高等教育を分断することなくこれらを通じて知識基盤社会で必要な汎用的能力や専門知識，実践的な技術や技能等を育成するという視点から，高等学校と大学等の円滑な接続の確保に向けた見直しも必要となってくる。加えて，社会人や留学生などの多様な主体の受入れを積極的に進め，社会や学修者の要請に応えることも求められる。

実践的職業教育を行う専門学校においても，自由度の高い学校種としての特性も考慮しつつ，質保証・向上の取組が必要である。

○　大学ガバナンスの機能強化に関しては，これまでも大学の機能別分化や大学間連携などについて一定の進展が見られるが，例えば学長のリーダーシップを支える体制強化，教授会の在り方，教育研究の状況や財務情報等の公開など，組織運営や情報公開などの面において，いまだ課題が残るとの指摘もある。各大学の強み・特色が伸張するとともに，大学の質の向上につながり，効率的な大学経営が可能となる取組を進める必要がある。

国立大学については，平成１６年の法人化後，管理運営面のみならず，学生サービスの充実等の教育・研究・社会貢献等の面で，一定の成果を収めつつあるが，さらに，国として改革の方向性を提示するとともに，機能別・地域別の大学群形成，大学の枠・学部の枠を越えた連携・再編成等の促進等，機能強化に向けた国立大学改革を推進していく必要がある。

公立大学については，設置理念に基づいた学生・地域・社会のニーズに応じた質の高い教育研究活動に取り組むことができるように，設置者，理事長，学長がリーダーシップを発揮して運営組織の確立，ガバナンス機能の強化を図ることが求められている。

私立大学については，多様な特色の発揮と質的充実に向けた支援とメリハリある配分を強化するとともに，社会のステークホルダーの信を得られる質の高い大学を保証するシステムの確立が求められている。大学を取り巻く幅広いステークホルダーに大学の状況が伝わるよう，大学情報の公表徹底を図り，改革の検証改善サイクル（ＰＤＣＡ（Plan-Do-Check-Action）サイクル）が効率的・効果的に機能するような評価を実施するとともに，学長や理事長のリーダーシップの発揮等による適切な意思決定を可能とする組織運営の確立等，ガバナンス機能の強化を進めることなどが求められている。

○　学修機会の均等に関しては，各大学等における授業料減免や大学生等への奨学金の充実などを図ってきたところであるが，依然として家計の教育費負担が諸外国と比較して高いことが指摘されている。特に，近年の経済格差の拡大等により，進学機会の格差が生じることも懸念されることから，低所得世帯の学生等に対する教育費負担の軽減に向けた取組が求められている。

○　また，大学等の国際化，世界最高水準の教育研究拠点の形成や成長分野の人材養成などを進め，国際競争力を強化する必要がある。

③生涯学習に関する現状と課題

○　グローバル化の進展などにより，社会の変化が激しく，多様化が一層進行する状況を踏まえれば，生涯を通じて一人一人の潜在能力を最大限伸ばしていくことが必要である。例えば，学校教育を一旦離れた社会人等にとっては，学び直しや知識の更新を通じたスキルアップが絶えず求められる。若年無業

者・フリーターやひきこもりの状態にある者に対しては，社会的自立・職業的自立につながるような能力の向上が求められる。

○　このような状況の下，各大学や専修学校等における社会人受入れの実施促進や，履修証明制度の創設などの取組が図られているものの，大学等への社会人入学者の割合は依然として低く，また，卒業後３年以内の離職率が高等学校卒で約４割，大学卒約３割で推移するなど，教育から雇用への円滑な接続には現在も課題が見られ，学校教育と職業の往還する関係の構築をはじめとして，学習成果が社会生活に活用される仕組みがより重要となっている。

○　また，学習機会の提供の観点からは，これまでも国・地方双方において幅広く施策を展開し，また，民間においても，多種多様な教育サービスが提供されてきたが，提供される学習機会の質を保証・向上させるための取組等については，必ずしも十分ではなかった。

○　このような状況を踏まえ，今後は，生涯学習社会の構築という理念の実現に向けて，より一層，大学等における社会人等の受入れを推進するとともに，学習サービスの質の向上・保証，学習成果の評価・活用，現代的・社会的課題への対応や困難を抱える者に対する学習機会の提供，学習活動を通じた地域活動の推進など，行政として対応すべき課題をより焦点化して，施策を集中的に実施することが必要である。

○　一方で，前述のとおり，社会が多様化していることに伴い，地域社会の抱える課題が多様さと複雑さを増している中，これらの課題に対して，全国での統一的・画一的な基準の運用や，市場による解決だけでなく，それぞれの地域コミュニティにおいて解決を図ることが一層重要になっている。本来，社会教育は，このような地域社会における課題解決の担い手を育てるため，中心的な役割を担っていくべきであるが，多くの地方自治体において，地域コミュニティの変質や，社会教育担当部局以外の関係部局，ＮＰＯ，大学，民間事業者等の多様な主体による社会教育事業の展開などに対して十分に対応できておらず，その役割を必ずしも果たせていないという課題を抱えている。

○　また，超高齢社会の到来や少子化の進展の中にあって，定年退職時期を迎え，人生の第２ステージを歩もうとする人々が，これまでの人生での豊かな経験や知識・技能を社会貢献に生かしていくことで，持続可能で活力ある社会を構築していく必要がある。

○　さらに，保護者は子の教育に第一義的責任を有しており，教育の原点である家庭教育は，「生きる力」を身に付けていく基礎をつくる重要なものである。これまで地域の多様な人材の力を活用した家庭教育支援などに取り組んできたところであるが，家庭環境や地域環境が変化する中，子育てについての不安や孤立を感じ，社会性や自立心等の子どもの育ちや基本的生活習慣などに課題を抱える家庭は多く，家庭教育が困難な社会となっている。このため，文部科学省において開催した家庭教育支援の推進に関する検討委員会において平成２４年３月に報告書を取りまとめたところであり，今後は，家庭と地域や社会とのつながりをつくるとともに，教育分野と保健福祉分野の取組の連携・協力により，親子の育ちを一層支援していくことが必要となっている。

（２）第１期計画の総括と今後の方向性

（第１期計画の総括）

○　以上のような状況を踏まえれば，第１期計画において掲げる「１０年間を